

情 個 審 答 申 第 4 号
令和6年（2024年）10月4日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）6月10日付け、健政発第000275号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市が特定の団体に対して特定の要請をしたことについて、その検討・決定にかかるプロセスのすべてが分かる一切の文書の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）8月31日（同月29日付）、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市が特定の団体（以下「A団体」という。）に対して、「内密出産」の実施を控えるよう要請したことについて、その検討・決定にかかるプロセスのすべてが分かる一切の文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和3年（2021年）1月29日、実施機関は、該当する文書を特定の上、庁内会議記録の写し（以下「文書①」という。）、A団体が考える内密出産の取扱いについての厚生労働省からの回答を踏まえた今後の対応についての写し（以下「文書②」という。）、A団体が考える内密出産についての写し（以下「文書③」という。）、A団体が考える内密出産の取扱いについての法務省・厚生労働省からの回答を踏まえた今後の対応についての写し（以下「文書④」という。）、副市長レク（令和2年7月30日）書き起こし（未定稿）の写し（以下「文書⑤」という。）、A団体が考える内密出産の取扱いについての法務省・厚生労働省からの回答を踏まえた今後の対応について（案）の写し（以下「文書⑥」という。）、副市長レク（令和2年8月4日）書き起こし（未定稿）の写し（以下「文書⑦」という。）、関係省庁からの回答を踏まえた内密出産に係る対応について（案）の写し（以下「文書⑧」という。）、関係省庁からの回答を踏まえた内密出産に係る対応について（案）の写し（以下「文書⑨」という。）、二役レクおこし（令和2年8月7日）（未定稿）の写し（以下「文書⑩」という。）、市長レクおこし（令和2年8月20日）（未定稿）の写し（以下「文書⑪」という。）、A団体が考える内密出産に関する法令上の取扱い、本市の考え方等についての写し（以下「文書⑫」という。）、市長レクおこし（令和2年8月21日）（未定稿）の写し（以下「文書⑬」という。）、及びA団体が考える内密出産に関する法令上の取扱い、本市の考え方等についての文書の写し（以下「文書⑭」という。）について、文書①から文書⑭の文書中、議事録及び庁内での検討・協議に関する部分を審議、検討又は協議に関する情報として、また文書③のA団体の上位の地位にある構成員（以下「B」という。）の発言に係る部分を個人に関する情報として不開示とする文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行

った。

- 3 令和3年（2021年）2月6日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について（A団体のBの発言部分）

ア Bの発言は、市政に対する公の会議の場での発言であり、B自身、当然に開示の対象となることを認識した上での発言であるから、開示されたとしても、個人の思想・信条を侵害するとはいえない（以下「主張①」という。）。

イ 文書③の「A団体が考える内密出産について」というタイトルからすれば、当該不開示箇所（文書③の3. A団体Bの発言部分）は、Bの発言であるというより、A団体としての意見をBが代弁したと解すべきである（以下「主張②」という。）。

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 検討段階であるという理由で不開示とするならば、熊本市の全ての意思決定プロセスが不開示となり、条例前文及び第1条が形骸化する。

イ 原処分が理由に挙げた「率直な意思疎通」は、公務である以上、主権者の「市民の厳粛な信託に基づく（条例前文）」市政の行為そのものであり、民主主義の下では、公務員の内部議論が批判に晒されるのは当然である。また、「意思決定の中立性」についても、批判によって行政の中立性が害されることはありえない。

ウ 「開示すること」と、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」との間に因果関係を認めることはできない。

2 実施機関の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について（A団体のBの発言部分）

Bの思想、信条、主張等の個人に関する情報である。

(2) 条例第5条第5号該当性について

仮に開示したとすると、庁内における率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。さらに、市民の間に、内密出産やこれに関する国や本市の考え方等について不当に誤解や混乱を招くおそれもある。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、熊本市がA団体に対して、

「内密出産」の実施を控えるよう要請したことについて、その検討・決定にかかるプロセスのすべてが分かる一切の文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号及び同条第3号該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして、条例第7条第2号本文に規定される「個人に関する情報」とは、戸籍、経歴、財産等に関する情報の他、思想、信条等に関する情報も含まれる。

まず、文書③の「3. A 団体 B の発言」が個人の思想・信条に当たるかどうかについて、実施機関はこれに当たると主張する。

この点について、審査請求人は、主張①のとおり訴えている。

このことについて、当審議会（事務局）から実施機関に対して確認したところ、「文書③の「3. A 団体 B の発言」は、A 団体が令和元年12月7日に内密出産の受け入れを表明した際に、確認のため市が A 団体に聞き取りに行った場面での発言であったことが分かった。審査請求人は、B の発言について、市政に対する公の会議の場での発言であり個人の思想・信条を侵害するとはいえないと主張しているものの、上記のとおり、非公開の場で行われた、法人を代表するものではない者に対する聴き取りの中での発言であり、聴き取りの中での発言には個人的見解も含まれるとみるのが自然である。よって、このような発言を公開することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるといえ、文書③の「3. A 団体 B の発言」は、条例第7条第2号に当たる。なお、主張①にある「市政に対する公の会議の場での発言であり、B 自身、当然に開示の対象となることを認識した上での発言であるから、開示されたとしても、個人の思想・信条を侵害するとはいえない」については、公の場での発言でないことが判明しているため、条例第7条第2号イにはあたらない。

仮に、審査請求人の主張②のとおり、文書③の「3. A 団体 B の発言」を個人としてではなく法人の意見として発言したもの（法人等に関する情報）として見るとしても、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で

あって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの等は不開示情報として規定されているところである（条例第7条第3号ア）。

これを本件について見ると、文書③の「3. A 団体 B の発言」は、当該法人の経営方針等の内部管理に関する情報であり、また、非公開の場で行われた発言であることから、開示することにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものである。よって、条例第7条第3号アに当たると考える。

したがって、文書③の「3. A 団体 B の発言」を不開示とした判断は妥当である。

(2) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、単に検討に関する情報というだけで不開示とするものではなく、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるものが不開示情報に当たるとされている。率直な意思疎通（意見交換）若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるかどうか、及びそれが不当に市民の間に混乱を生じさせるものかどうかの判断は、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量し、不開示とすることによる利益の方が大きいときは不開示が妥当となる。

本件についてみると、文書①から文書⑭は議事録又は庁内検討用の資料であり、審査請求人は「率直な意思疎通」は、公務である以上、主権者の「市民の厳粛な信託に基づく（条例前文）」市政の行為そのものであり、民主主義の下では、公務員の内部議論が批判に晒されるのは当然であり、「意思決定の中立性」についても、批判によって行政の中立性が害されることはありえないと主張している。確かに市役所における内部検討の過程を公開し、その諸活動の状況を市民に対し具体的に明らかにすることは、市の説明責任を全うするという点において市民に利益があると考えられる。しかし、本件の場合は国の機関の専門的な意見等を斟酌しながら市民の批判に晒されることなく議論を行うことによって、行政の中立性を維持することが重要な案件である。よって、不開示による利益は開示することによる利益より大きいと考えられる。

加えて、文書①から文書⑭の不開示部分以外の開示部分について、実施機関は個別具体的に丁寧に開示・不開示の判断を行い得る限り開示していることが分かる。よって、審査請求人は、検討段階であるという理由で不開示とするならば熊本市の全ての意思決定プロセスが不開示となり、条例前文及び第1条が形骸化すると主張するが、それには当たらないというべきである。

したがって、文書①から文書⑭の議事録又は庁内検討用資料を一部不開示とした

判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和４年（２０２２年） ６月１０日	熊本市長から諮問（令和４年（２０２２年）６月 １０日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和６年（２０２４年） ５月１０日	諮問の審議を行った。
令和６年（２０２４年） ６月７日	諮問の審議を行った。
令和６年（２０２４年） ７月２日	諮問の審議を行った。
令和６年（２０２４年） ８月９日	諮問の審議を行った。
令和６年（２０２４年） ９日６日	答申案の審議を行った。
令和６年（２０２４年） １０日４日	答申案の審議を行った。